

Contents *所有者不明土地関連法案が成立*防犯カメラの設置で経費削減 *営業時間変更のお知らせ *コラム

所有者不明土地 関連法案が成立

所有者不明土地各方面で問題となっています。所有者不明土地とは、所有権移転の未登記（相続、売買等）や、住所変更の未登記により所有者の所在が分からない土地の事をいいます。今号は、2021年4月21日に成立した所有者不明土地の解消に向けた法案についてみていきます。 中村 一也

所有者不明土地の実態と

その影響

2016年の国土交通省の調査では、所有者不明土地は全国土のおよそ22%、約410万ha相当の面積になります。この面積は九州の面積（約368万ha）以上の土地に相当することから、所有者不明土地がどれほど広大な面積であるかは理解しやすいのではないかと思います。

われています。今後、日本ではますます高齢化に伴う相続機会が増加するため、この問題をそのままにしておく、より深刻な状況になることが予測され、是正の必要性が高まり今回の法案が成立することになります。

「所有者不明土地関連法案」

の3のポイント

今回の法案は、所有者不明土地の「発生予防」と「土地利用の円滑化」の両面から見直しを行ったもので、次の3点がポイントです。

- ①【発生予防】登記をさせる制度（不動産登記制度）の見直し
- ②【発生予防】土地を手放すための制（相続土地国庫帰属制度）の創設
- ③【土地利用の円滑化】土地利用に関連する民法の規律の見直し。

「所有者不明土地関連法案」

の期待される効果

所有者不明土地が発生する原因の3分の2が、相続を受けた後に登記をしていない「相続登記の未了」だとい

【発生予防】と【土地利用の円滑化】の両面から法案による効果を見てみます。

